

国立大学法人 新潟大学を子育てサポート企業として認定 一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

平成17年4月より、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、次世代育成支援対策推進法が施行されました。

この法律に基づき事業主は、労働者が仕事と子育てを両立できる雇用環境を整備し、次世代育成支援対策を実施するため「一般事業主行動計画」を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ることとされています（労働者が100人以下の企業は努力義務）。

また、策定した行動計画を実施し、その計画目標を達成する等、一定の要件を満たす企業については、申請を行うことにより「子育てサポート企業」として都道府県労働局長の認定を受けることができますが、この度、新潟労働局は、申請に基づく審査の結果、**国立大学法人 新潟大学**を認定いたしました。新潟労働局管内では、これが8件目の認定となります。

なお、認定を受けると、認定マーク（愛称「くるみん」）を広告・商品などに付けることができ、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業等であることが広く周知されることにより、企業等のイメージがアップするとともに、平成23年度からは子育てサポート企業に対する税制優遇制度（くるみん税制）が創設されております。

引き続き新潟労働局では、各企業等の次世代育成支援対策の取組を支援していきます。

次世代認定マーク「くるみん」





国立大学法人 新潟大学（新潟市西区）

業 種 教育，学習支援業

労働者数 4，087人

<取組内容>

計画期間 平成17年4月1日～平成22年3月31日までの5年間

- ① 子どもの出生時における父親が取得できる休暇制度を導入した。
- ② 子の看護のための休暇を1時間単位で取得できるように改善した。
- ③ 子育てを行っている職員に対し、宿舎の入居に際して配慮するよう基準の見直しをした。
- ④ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進した。
- ⑤ 子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「こども参観日」を実施した。